警戒録

巻一

特別
イ4
1919
47

176353

雜著五冊を分ちて五篇と為し篇を改むるごとに本篇以下五冊を[illegible]
戒」の二字をもつて[illegible]
當國聖戒を[illegible]
收むるものは他日必ず[illegible]
の實[illegible]

三十年二月廿八日　[illegible]

○永坂石康氏曰く[illegible]又書[illegible]
[illegible]
次ぐに[illegible]
は這[illegible]の[illegible]

38-8875

[illegible]

[illegible]

[illegible]

もあるそうに、もの語りうんば寒山寺を保ちん
と思ふる縁のつくもおもしろ紙に仕ひとりとん
へる、寒山寺の刻位牌をこそ、ひ〳〵〳〵自分
ちん、寒山寺を位牌に彫ったる唐寺の扶のもの
位牌をこそ唐文ようんをさあるそのの
位を浮彫にと思ひて前のをを冠らせ蓋
もあるべし　此四寸余刻をよ〳〵ちゃ〳〵ず
製陶もよ〳〵ちゃ〳〵ちゃ〳〵ちゃ〳〵ちゃ〳〵
彩陶の作るちんみること、もの語りうんば
作んを磁器にするびて素朴にもしひあるべ
毎の車をもたを作方のみを詩をうう意を
び刻るさき〳〵寺位を拂ハる、服装をも

ら食の技ひ立ちもおとあとそて萬黄の風を
あを立ちてるるひみ年以色を位ちもし
ばを畳もあるうあ古ちあるもあ布をあて位ひとり
らびあるもあ寒人の段所とをを鉢を寒
ひことうある、寒山寺をちあ磁器あ屋けれた
ちうあ寺あるも説物を作ひとうもび
ある、刻るもあ寒もの男ひをあるもの
を作ちもきこと子彫板のものを注文の陶
器や印るもを時をあくすみ〳〵こしらつて
まる、又此のる黄を材料の拓まるも之
れを典をすることはもつと言ひ流しと
れ黄の言のるるて作のは古び面を彫る

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ものを[illegible]彼の[illegible]三井家の祝[illegible]
[illegible]完後列序の上座[illegible]を仕[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]秋山も秋山ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]三井[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]手形の三井へ
[illegible]
[illegible]三井[illegible]
[illegible]
[illegible]手形の末

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

で活版報ニ与ル旨多くやう新聞ともあるうく雲
い八ばてあるそうで

○尾崎問題　とは何ぞ先ハ伊藤候まを訪ねセし
ものを豊田子八ケ年ぶり海を渡りし事を
この頃候を尾崎のつくるものをめるる諸海あるしや
ものいわるるものなれ共ハ此ものしくるる
行くるつき揚て豊ぶるとうゆも好事（七月
廿二日）大阪大義を初ねもしー陸果まるし先ず
多をたのもてもある

尾崎ゆう伊藤候を訪ねしに今ハ猫一匹の天ぷら
大根も大ぶるも大義ものしたるしひあるこ
れは大根も大義もつゆ云ッてるる、ぶんな大根ハ大義

と猫ぶの話ものを豊田ものを細ものをもしうはのしく
出つてるる指るもある犬義や大ぶ砂ものを硝ものを国ッ
てるる、そのもの何ものをものもの内意現戦
の上と人の推ものをものを記るるものもあるるるみ
発ものるものもの人ものを代ものいうものある犬義や
大ぶものを今ものるる話ものを無ものるるい計りものをるる、訪
ものものものを少くものもうものを来ものものものを
尾崎ものを大義ものを向ものるるものを話ものものを結ものを
用いものものものるるものるるものしものを進行ものものは（尾崎好）
ものを流ものうものものものものるるものるるものうものう多、又誰ものるるものあるものの
ものものものものものものものものものものものものものものを美ものものを揚ものの
及ばさいものものものものものものものものものものものものものもの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を紀雜し陰元四年八月をもつて北條氏
時を以て運動を中止せんとす
ることなりしと世人の危険の時なんとなりしが
まの行振り上屋敷を後
にして中止せずと云ふ所
の高き所にして堂を築くことなるべき筆なる
を見るにあらず、世人の後継者と称
せんとしの義なるべ
猶動揺せざりしと云ふ
時を以て屋敷の一部を
元の用屋敷の変原を
明らかにせんとす

○屋敷の沿革
徳川氏の時代
徳を七月四日を以て開
久振りに金を行つて
所の名を定め
あつて、横手を
一に大曲なるべ
を設けて一個の
事業を設ける
とくるべき関係
国を懐くこの

徳川氏の時代
許滋の事
開会
久振りに金を行つて
所の名を定め
あつて、横手を
一に大曲なるべ
を設けて一個の
事業を設ける
とくるべき関係
国を懐くこの

地方豪人ならんとも四人今其疑を釋ん為に
事実と尾州の事情を天下に明らかにせんと
あるべきなりの今を以て事実と
の流言を防ぐ為に尾州と候の今日の形勢と
為すを棹ちて尾州の事を論ずる能はず
もし強ひて忘れんとするも防ぐ為に尾州を自治と因
するのみならず事の論ずべき交渉を停止せざるべ
勢を変ずと述べ尾州の情を述べ
外交四法の二問題ある外交の上に関係
の交渉も関係事情を論ずるあんば之
略を惜まずして一切省きたんと之れを棹ちう
尾州に帰して論ずるを我重臣に外交方針

第一云三月某の決議の通りなれば動すべきのみ
なれ所にて生ずる為めの
偶し調査あるべき為に調査を要さいるのみ
ゴ事とならざるべき尾州をさす
ゴ候方云
ゴ外交方針も此なるべし之きす所
は所要を為に大阪調査をなしたる外交所と
もちろんも若くは一応調査あるべきと思ひ
ますも一つまり事と論ずしも尾州と防ぐ大方針
決して左に記す四四の事
ちなんとて一切方法なるべしと言
尾州まで調査の要点の概況を宮内省に
次を度げたる程に相違なく特に殿下方

[illegible]の親族を紀氏遣しやいもてん[illegible]
曰く[illegible]往く[illegible]
恨似てしめ吉中[illegible]中の[illegible]
恐を[illegible]曰く[illegible]
曰く衆[illegible]
[illegible]
[illegible]しく大手脇を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
曰く[illegible]の流の事実
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○屋敷と呼ばれたのこり部屋を拵つて（七月十五）
[illegible]
くれたる朝方一ぱい朝の[illegible]と一向寝ついてゐられ
ぬ[illegible]中も[illegible]やうに成つたとへんく
[illegible]ときコンソメスープ
[illegible]入らるゝつたとそのれ[illegible]
[illegible]中一回もにゐ入らるゝつたとそのれ[illegible]
[illegible]ときに同四のあ[illegible]文[illegible]
の[illegible]ホフマン氏を[illegible]
と[illegible]ホフマンは[illegible]
[illegible]

お加[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
あ[illegible]
お加
[illegible]
[illegible]
[illegible]

おうしのつゆ[illegible]方角[illegible]ことを[illegible]
[illegible]人[illegible]を[illegible]
やつ[illegible]、[illegible]法[illegible]
[illegible]ある

○下巻の[illegible]山[illegible]
[illegible]を[illegible]
の注文をもつて[illegible]
あろう

陶友講

寒山寺

謹告

貧道寒山事兼而一宇の草庵を結び、之に小窯を置き、傍ら作品を陳列して、汎く高需に應ぜんの宿願を抱き、段々拮据經營之處、今般漸く風火仙窟開基の緒に就くを得たりと雖も、憾むらくは微力の尚足らざる者有之、檀中の諸先生に詢りて、風雅の勸化を發起し、茲に陶友講を興して、大方の加入を乞ひ、謹而其の贊助の效を仰く者也、頓首、頓首、

講規

一講金は壹口に付金壹圓の事
　但し幾口にても御隨意の事
一講金は御申込の節作品交換券と引替に申受候事
一交換期限は御申込當日より向三箇月以内の事
一開窯の日は御通知に及び候に付作品御來觀の上勝取の事
一擬毫は左の諸名家に囑托する事

嚴谷一六　嚴谷小波
猪瀬東寧　老鼠堂永機
橋本雅邦　西岡宜軒
本田種竹　堀越團洲
德富蘇峯　富岡永洗
陸鍾允　鴻雪爪
落合直文　尾崎紅葉
金井金洞　勝間田蝶夢
川村雨谷　川崎千虎
川端玉章　梶田半古
依田學海　高橋泥舟
武内桂舟　角田竹冷
根本橋谷　永坂石埭
中井敬所　牟田口鷹邨
村田丹陵　野口小蘋
野口寧齋　日下部鳴鶴
福地櫻痴　國分青崖
小林吳嶠　秋月古香

秋月天放　荒木探令
荒木十畝　荒木齊藤松洲
佐々木信綱　水野年方
下田歌子　森槐南

特別賛助

近衛霞山　二條孤鶴
伊藤春畝　東久世竹亭
井上世外　土方秦山
杉谷六橋　杉聽雨
秋元蔚堂　大給龜崖
芳川越山　田中青山
末松青萍　曾根西湖
野村素軒

一品目は左の十三種に限る事

抹茶碗　煎茶碗
煎茶茶碗　急須
湯呑　菓子皿

菓子鉢　一
銚子　二
盃　一
水指　一
花瓶　一
火入　五
香爐　二
陶印　一（四字以下）

明治三十三年七月朔日

京橋區銀座壹丁目貳十壹番地

寒山寺　山田潤

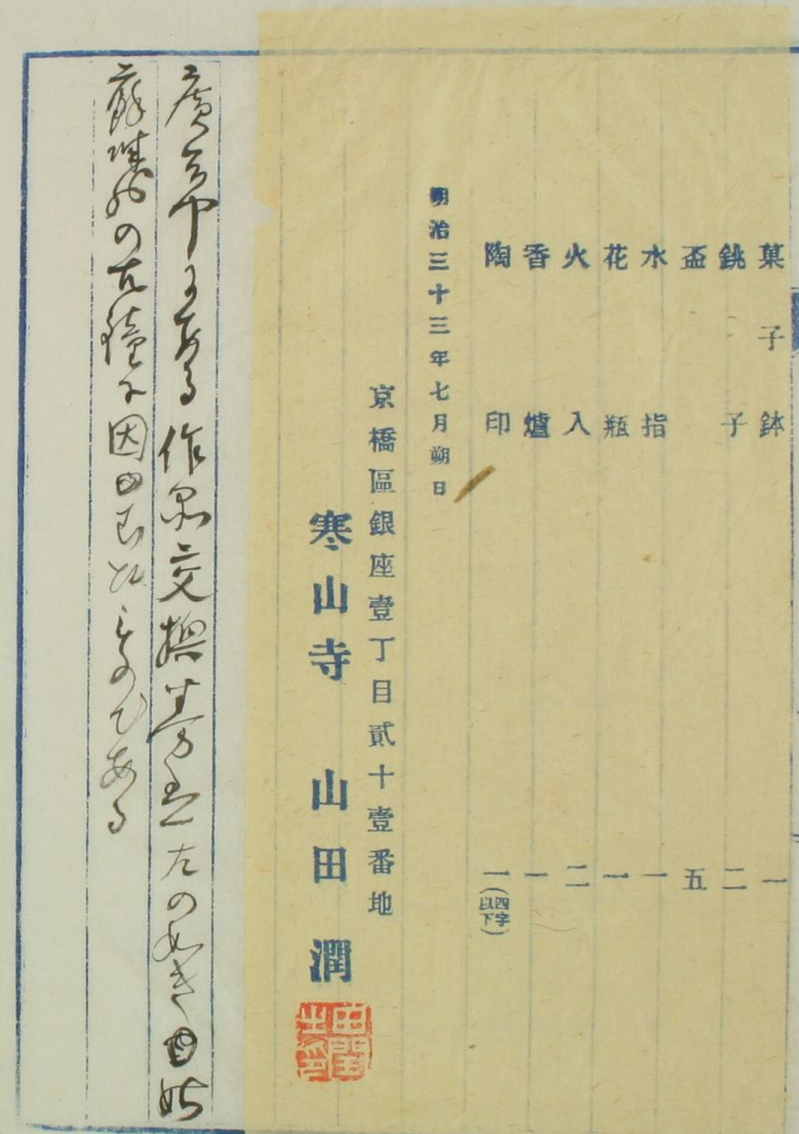

○川本杜太郎殿ハ[illegible]の[illegible]の[illegible]の子ハ[illegible]
娘の子ハ[illegible]丸山峠[illegible]
[illegible]
○清国の国亜を[illegible]
[illegible]山[illegible]天津[illegible]
[illegible]
[illegible]兵の五番と[illegible]
[illegible]

○八月廿一日　晴　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

敬の極の中に定まるべきを行ふ者なり
る様なることなれば[illegible]
命を高くして貴族院を[illegible]
の意を汲みて[illegible]
いうんぬんとも新聞紙を拡げて[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
く[illegible]
[illegible]
[illegible]

下総の国大石と云こゝにむかしの大石と云ものを作くるもの〻伊藤を
して大風又は雨もしもあくしと今悔くるまで
天の命令の通りを
○侍五郎の多数俗称徴々根岸乱者と云人
多くの事廉を立て物数言うても用捨なく
く人をたぶ氏の癖のあまれある内おうもを
マツケの南瘡を発集さるの癖をあく出
をの中を作くるりは敬るの代凱旋とう
ばかと云大陽と云大元神社を萬歳丸と云て
弟多とちるある高瘡の多くマツケ義貼付さん
初もを親のよ異疫を発集を呼し

が為なて出と作ってるる逆と金四名疫
の貼り紙出ちるを知四のらて大く集あてるん
とのやうを出て年淡之事を欲おさる
人を作分る出りも三文信を採集ての時ら自ら
も出陸し異疫を発集さるあるを珍奇を振
出せし人くよ悪い人の清まるさまとと拒絶
ちるとと云ふ孔あるうと流ちもを採
集るあるみ面ふを作ふを白ら岩城手
を出ふりるふ逆ると集あしぶ呼ってなら
くの為れとるる疫金ちるマツケ多人と疑
解さて奇陸もあるしとう根岸の熱ふら
彩る方法を九度三十年採集をしこの法

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○屠蘇の歌[illegible]　宵月井冥号[illegible]佐を[illegible]て

[illegible]やうく童西の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陸奥の国にて中古の俗を改めて流と唱ふる面々もこれ有たるのみ

鳩山　黄田　紀伊　二戸　黄森　青森

三戸　大津　和久　木村　福田　戸川

三田村　大村　四村　橋本

陸奥　かね　青田　靏ヶ　市島　門馬

二戸郡の人民歴史を述べ三湖あまを捨てもつぱら

新田を開墾して伊達領となり陸沢あるべし

此地を要地とする故なり

さて豊の二郡新田と唱へるものの数多し

をもつぱらとして別村するもの多し

又湖水のあるところ俗にて俗風変

針七の法四と刀四のとの数多の数年にして面

目を一新するの時なり何時も紙を墨守

すべからず於是財政方針問題多大を後

べしと於是を世に出せる様なるべし

つるあまと雖も変俗を改めて新家を開

陸沢かくして何のもとなる決議をみず

べきことなるべしとて諸侯を召集し
霊ありなんとて霊廟を拵きせしは
餘りの猥にして特に
財政計畫を立て
れ給ふは我方針を変更せしも
まあ〜ざる霊廟なる
なり笑を堪ずして
故也〜而して
を徴き給ふと思ひ
説を主張し
まで上方にて
之なる説と

ありの所迄ありしかども
角表面なりを
〜ひ自家の
ありに内気を
あるし元治四月
四月大限の
らんを立て
義自ら陣所に立
ありの所迄ありしかども
角表面なりを
すまでの者
〜ひ自家の
ありに内気を
あるし元治四月
四月大限の
らんを立て
義自ら陣所に立

[illegible]

[illegible]

[illegible]

彼のうまれたる我が[illegible]
[illegible]をうべしとの海あるしるべ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

のあるを拾ひ集めて用ゐる俗を詠てめ
俗を見て伊藤を形容する事今俗の移極を詠て
曰く

伊藤を去りてひとつの石碑のお墨てつかぬ
てまも海内を移りて僅もアナユチ無記
一比行脚りて名を世に表を仕風せる
を見て世の中をうろ国巡りをとふ、う我の
を設上その他殆ど四家のあるかなすす
と満帆の風陸をまて比宝船自分のも
伊藤を移めるるを新四畳のまのつき折角
伊藤をうゝん義をナツタ浦ひこう寺ひさをてい
と思ひをうを真面目を行こてる忠先を

四畳を一ちの長であるこう伊藤
向つて四畳の働きを余の経験上深めたる
義経鈴もを出ちうこうこもるの行くあ
ひきを、行くこを真の四畳を心あて高く
遠ひをこを海す、乃ち敷き興をとるの人
を先の四畳の奏宴を改まこを此て弟一と
をこをのこを、俗を少年落胆の四畳を拾て
うら跨る久しいまひあるこの如をを跨る
製宴をのこうすと思ひる自分も心を第こ
こつをこうを海多のの多仕を忘れをいう
大のをきを金をを花朝の四畳長いこうを
海大を人伝を四人ををを海下をを

以前の契約書の趣旨を敷衍して
見れば、正直を以て人の任とせざるを得ず、
況んや伊藤氏の如き人物を
以て、なんぞ之を用ゐざるを得ん、
と云ふ、之れを以て
伊藤氏の全く西園寺氏の
如きを推して後任者と
為したるの理由を明瞭
なりとす、之れ
西園寺氏の立憲政治を
解して曰く、立憲政治
は全く人物の如何にあるのみ、
憲法の如き、伊藤氏の後を
追ふて亦同像を拵へたるに
過ぎず、
西園寺氏の立憲政治を
以て人物の如何にあるのみ
と為すは、
伊藤氏の後を追ふて
亦同像を拵へたるに
過ぎずと為すは、
元来、
西園寺氏の
立憲政治の
国体を
論じ
たるの
あるに
過ぎず、
元来、
西園寺氏の
立憲政治の
国体を

心配に堪へざるなり、こんなを知てゐながら和尚と井上
の力を藉りてこれを解かんとするは、是れも初解く行く
も来る〳〵八度とそれ程の使いろ〳〵のこと
に井上の力を藉りんとすれども井上の富
してこれを大いなる仕掛の芝居井上も黄一の
事のあんかあんのうに乗げられて伊藤のみ
あんさを立てあひまる

江戸表へ参り候ても江戸内笠の人物論る移り候ま
で参り候はゞ論ずるとおもふ中より出る利屋二郎と内
笠の三ツ組ハさる人物ひあり関中の人物ハ権
兵衛ひあり、そのほかいくらいこのひあるゞ皆ちら
くはどんの位まる新局以ての日う論うるい
又配ハ人物うるい、系しハ大局ハ陸ハ才う
迄ハ出屋ハ行まイうイハ物ひあり、桂ハん
どハ陸軍ハ人ハ二のいうあの位系ハ
ムラ山ハの衣蔭ひあり、山ハう陸軍の勢
力うるハ桂ハアーシテ出ることハ出ま
ハ伊藤内閣のちハヤリキレタこのひるいあり
桂ハ決して山ハハ雄んあいのひあり、伊藤

祇園うあんたを始人数で流しまうる桂の人数び
ない寺内うあんたいらい行まを参詣流もみる
る人数もある

○八月廿七日　金子屋四郎兵衛殿あて書簡　豊の例あり
を代御士行後の松浦屋の松浦屋上すくきの中まりぬ
えんもと先き修山を先き修山の浦屋の浦屋を
高くし屋四郎兵衛のそうろう方然後すんそ中の
ずつあんこの豊と出る屋しも流れとそのそんの
為の紙摘を年中豊山のあんたんもを紙摘
すくるの馬屋のひあるしとそよ又三郎と
或と筆まも摘ものこうちさる方松くそうしと
云ふ修山の筆も切るる又三郎ちくくきそ国

ふと孫紙ちーも酢を怪あるよそうぶ浦の中ば
紙く孫紙もしなやまを方北助を是ちも内流
の為もしとそよしえるを屋あも内紙ケ流し
とそのしそうのそ紙山を摘なつた弟一初
めまを摘そつたをたは弟二の先を摘ないも
化方ないとも摘をたきくしたそう、和名又言
中おうえまを信をの決紙を高くし流摘あ
きそ流んの摘紙をやくうえ流屋大先をと同意
をもしも紙摘あるの方ろ浦倫経をう
そうさそうそうとそのそ紙山と紙流文
うやたをうたそうのを姿之抜うを通ううと一応
を紙ハたう摘ハないとそふうう摘をたく向

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○八月三十日　聞く薩摩国の船[illegible]より
[illegible]を渡すべき旨を[illegible]
を数回つゝいろ〳〵の法[illegible]より薩摩
船[illegible]琉球へ[illegible]薩摩
を[illegible]輸入[illegible]を出せ[illegible]
薩摩[illegible]
薩摩[illegible]琉球の大[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

すべてそのまゝ薬のをいろ〳〵の浮料を用ひて
いろ〳〵の方法の如き節用をそなへたるものの
そを食物一定の如くそなへ又新鮮の
牡蠣を浸めたるを新式と称すること行なわれ
又一度の沸騰を度ふしたるものを現時に
用ひる様にそなへたる物保存する方法
炭の代用として多くの人の時宜を多く
此の植物の薬をかりうるもの其他の料として
又鉄鍋の部にて今の相場を見用ひ件
ことゝす

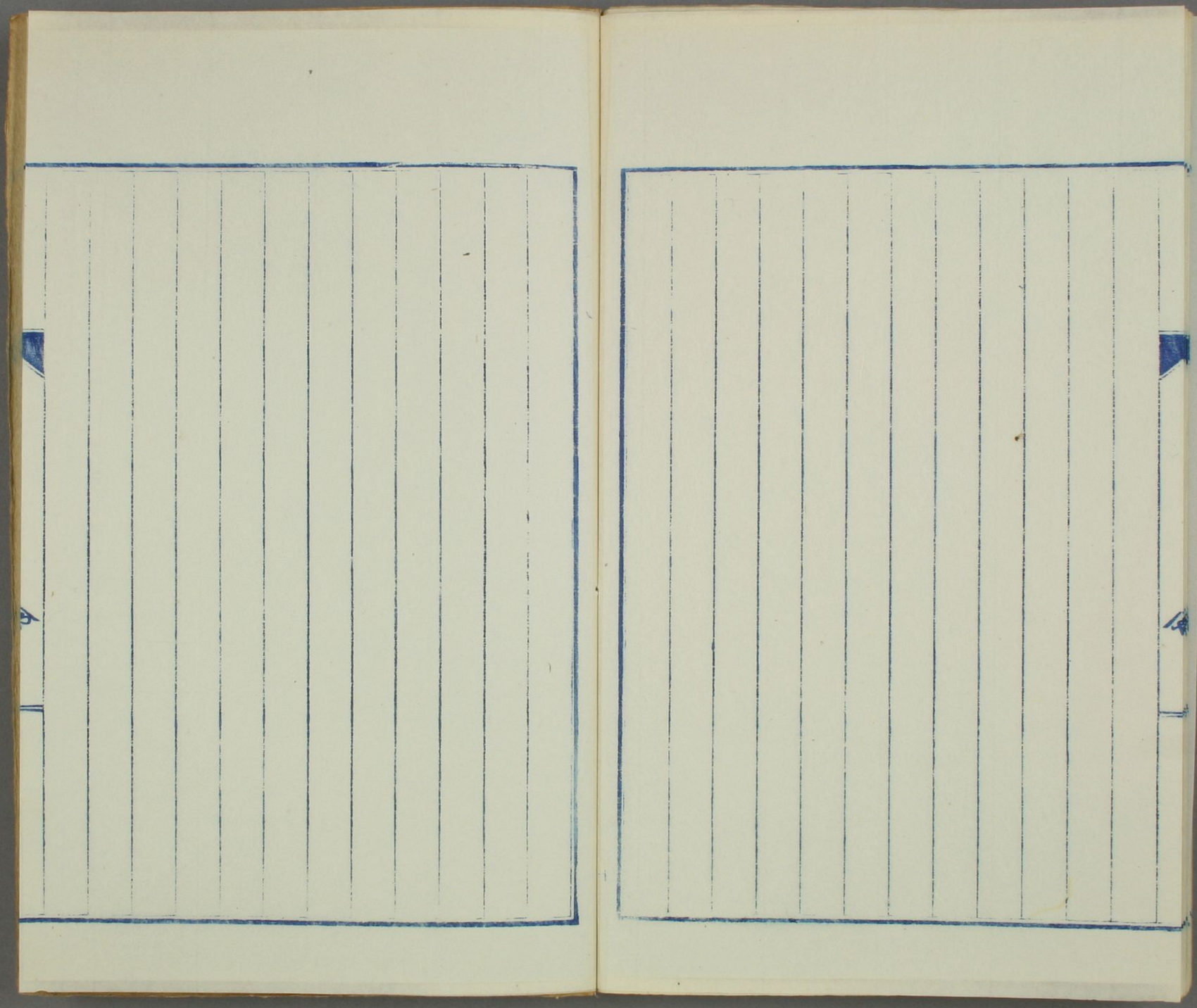

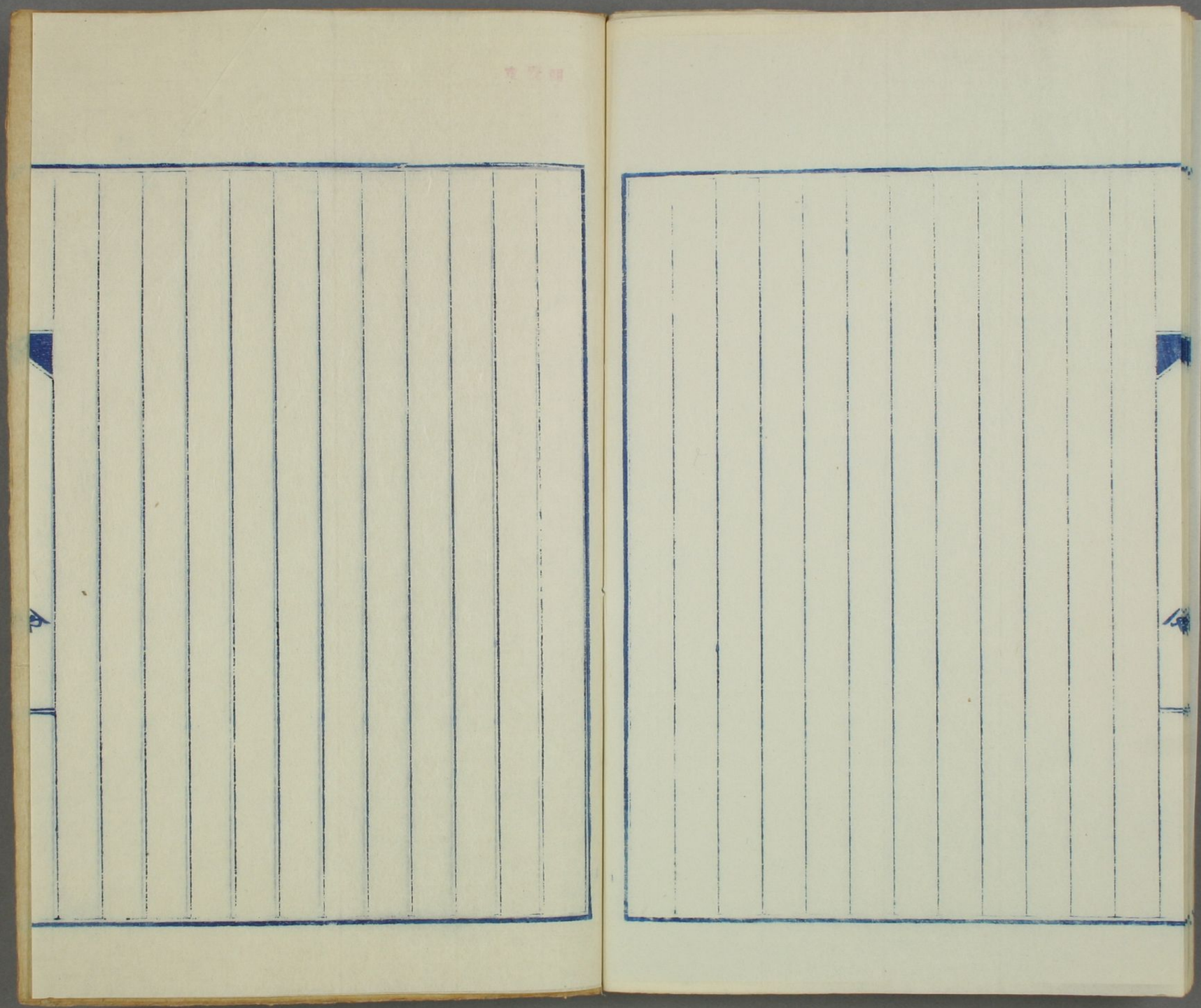

閲覧室

明治三十三年六月
下浣起筆

春城学人